

かとう知っところ情報 (第 127 版)

ホームページ・Instagram・Facebook でも情報発信中！

発行日：令和 6 年 12 月 20 日

発行：加東市商工会

パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず働ける環境づくり

パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、
厚生年金・健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、
国民年金・国民健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組(※)
を実施する企業に対し、
労働者1人当たり最大50万円
の支援をします。

(※)・社会保険適用促進手当を支給
(社会保険料の算定対象外)
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
収入が一時的に上がったとし
ても、事業主がその旨を証明
することで、
引き続き被扶養者認定が可能
となる仕組みを作ります。

詳しくは、厚生労働省ホームページ
「年収の壁・支援強化パッケージ」を
ご覧ください。法改正等により制度に
よっては暫定的なものもありますの
で、都度ご確認をお願いします。

年収の壁に関する
厚生労働省 HP



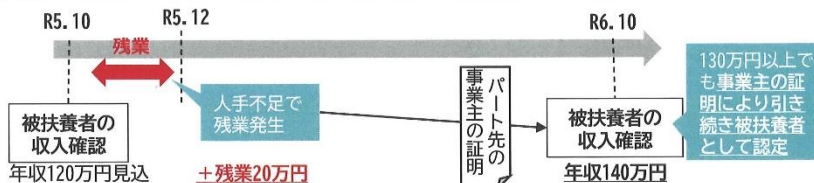
パート・アルバイト労働者の
社会保険加入を後押し！

キャリアアップ助成金
「社会保険適用時処遇
改善コース」を活用して
社会保険適応促進手当を従業員
へ支給

「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入が増え、年収130万円以上になった場合



「会員視察視察研修 2025」参加者募集

恒例の会員同士の交流をはかる絶好の機会！

- 開催日 令和7年1月22日(水)
研修先 ○フードビジネスの商談展示会
「FOOD STYLE 関西」
○「旧桜宮公会堂」見学及び昼食
参加資格 会員及びその家族または従業員
※1事業所3名以内
募集定員 先着80名
参加費 1人5,000円 申込時に徴収
※昼食代含む(酒類は個人負担)
申込締切 令和7年1月7日(火)
問合せ先 加東市商工会業務推進課

FOOD STYLE
全国の食を関西にもっと！ 関西のフードビジネスを支える商談展示会
Kansai 2025

「兵庫の食を関西にもっと！」
地域性あふれる魅力度の高い商品の商談会出展を全面的にサポート！
兵庫県統一コンセプトの特設ブースを展開します！

1月22日(水)/23日(木) 会場 インテックス大阪
10:00~17:00 10:00~16:00 (大阪市住之江区南港北1-5-102)

加東市から会員事業所3社出展予定



旧桜宮公会堂

令和6年11月1日よりフリーランス法が施行されました

令和6年11月1日から「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス法」という）が施行され、フリーランスの方と企業などの発注事業者間における取引の適正化、フリーランスの方の就業環境整備が事業者には義務付けられました。

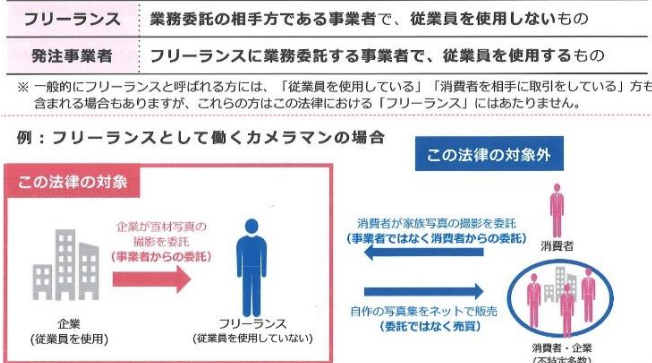
法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省
令和6年6月改訂リーフレット No.13 より抜粋

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「（検査を行う場合）検査完了日」「（現金以外の方法で支払う場合）報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

- 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。
- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）までお問合せください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省